証券コード　5578

2026年11月６日
（電子提供措置開始日2026年11月６日）

株　主　各　位

東京都渋谷区渋谷二丁目17番１号
ＡＲアドバンストテクノロジ株式会社
代表取締役社長　武　内　寿　憲

第17回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第17回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】
https://ari-jp.com/ir/stock/meeting/
（上記ウェブサイトにアクセスいただき、ご確認ください。）

【株主総会資料　掲載ウェブサイト】
https://d.sokai.jp/5578/teiji/

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show
（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ＡＲアドバンストテクノロジ」又は「コード」に当社証券コード「5578」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年11月26日（木曜日）午後６時までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

［インターネットによる議決権行使の場合］

当社指定の議決権行使サイト（https://evote.tr.mufg.jp/）にアクセスいただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申しあげます。

［書面（郵送）による議決権行使の場合］

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬　具

記

1．日　　時　2026年11月27日（金曜日）午前10時（午前９時30分より受付開始）

2．場　　所　東京都渋谷区渋谷二丁目22番３号　渋谷東口ビル　１階
ＴＫＰガーデンシティ渋谷　ホールＢ

3．目的事項

報告事項　1．第17期（2025年９月１日から2026年８月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

2．第17期（2025年９月１日から2026年８月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金処分の件

第２号議案　定款一部変更の件

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）８名選任の件

第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

第６号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

４．招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

(1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

(2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

(3) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

(4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方１名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」

② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」

③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

なお、監査役及び会計監査人は上記事項を含む監査対象書類を監査しております。

スマート招集

本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。
https://p.sokai.jp/5578/



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日　時

2026年11月27日（金曜日）
午前10時（受付開始:**午前９時30分**）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2026年11月26日（木曜日）
午後６時到着分まで



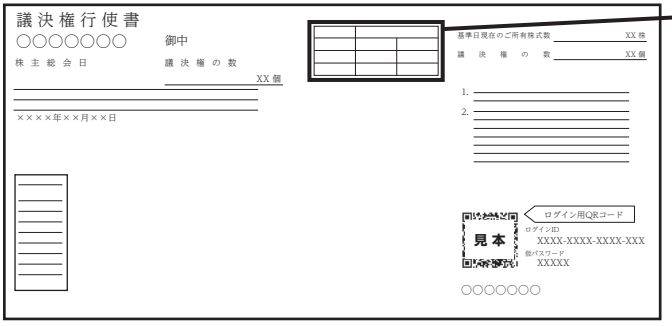
インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年11月26日（木曜日）
午後６時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



※議決権行使書用紙はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第１・２・５・６号議案

- **賛成の場合** ≫ **「賛」の欄に○印**
- **反対する場合** ≫ **「否」の欄に○印**

第３・４号議案

- **全員賛成の場合** ≫ **「賛」の欄に○印**
- **全員反対する場合** ≫ **「否」の欄に○印**
- **一部の候補者に反対する場合** ≫ **「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。**

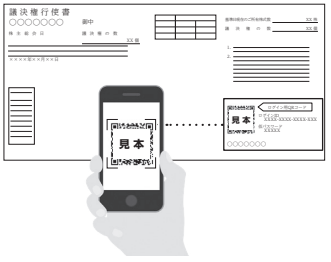
書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1　議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2　以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

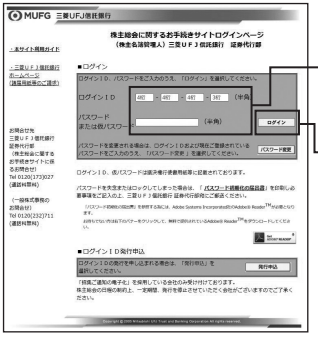


ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト　https://evote.tr.mufg.jp/

1　議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

2　議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

3　以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部　ヘルプデスク
0120－173－027
（通話料無料／受付時間 9:00～21:00）

招集ご通知の主要なコンテンツが、スマートフォン・パソコンでご覧いただけます。

スマート招集

当社では、スマートフォン等で招集ご通知の主要なコンテンツの閲覧や議決権行使がより簡単に行えるサービスを導入しております。
下記のURL又はQRコードによりアクセスいただきご覧ください。
※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

https://p.sokai.jp/5578/



1 **招集ご通知がいつでもどこでも閲覧可能**
スマートフォン等から招集ご通知にアクセスいただけます。

2 **インターネットによる議決権行使が身近に**
インターネット議決権行使サイトに直接アクセスでき、インターネットによる議決権行使がより身近になります。

3 **マルチデバイスに対応**
株主様のウェブ閲覧環境に応じ、スマートフォン、タブレット、パソコンからご覧いただけます。



事　業　報　告

（2025年９月１日から
2026年８月31日まで）

１．企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、雇用・所得環境の改善を背景に緩やかに回復し、企業収益は改善するとともに、設備投資も持ち直しました。人手不足への対応や生産性向上を目的としたデジタル化が進み、世界的なAIおよび半導体関連需要を背景に、企業のIT、DXおよびAI関連投資は底堅く推移しました。一方で、中東情勢および自然災害の影響、物価動向ならびに金融資本市場の変動など、先行きには不確実性が残りました。

このような環境のもと、当社グループは、生成AIの普及によるシステム開発の変革を成長機会と捉え、AI駆動開発を軸とした高付加価値化を推進しました。生成AIを開発工程に組み込み、コーディング支援やテスト自動化により生産性および品質を高めるとともに、プリセールスや提案活動にも活用しました。全社員のAIネイティブ化を掲げ、標準ツールの配布とリスキリングによりAIの全社実装を進めました。クラウド、AIおよびデータ活用の知見を、領域特化型サービスブランド「cnaris（クナリス）」「dataris（デタリス）」として型化し、上流から開発、インフラまで一気通貫の体制を生かして、基幹システム刷新やモダナイゼーションを中心とする大型案件の獲得を進めました。また、通常案件にもAI駆動開発を展開しました。あわせて、大手企業との取引拡大に取り組むとともに人材採用および研究開発への戦略投資を継続しました。

これらの取り組みにより、AI関連の高付加価値案件が拡大するとともに、通常案件においても、AI駆動開発による生産性の向上が工数の圧縮につながり、案件採算の改善に寄与しました。プロジェクト単位で売上総利益率30％以上を基準とする高付加価値案件の積み上げは着実に進み、あわせて一次請け化の進展により収益性が高まり、売上総利益率の改善につながりました。AIを前提とした提案力と開発力が受注機会を広げ、創出した余力を追加案件へ振り向けることで、売上成長にも寄与しました。また、株式会社ピー・アール・オーにおいても増収および収益性の改善が進み、事業規模の拡大を支えました。あわせて、AI駆動開発に対応する人材の早期戦力化を進めました。これらにより収益力を高め、当期純利益の計上を通じて自己

資本を積み増し、財務基盤の安定にもつなげました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は16,095,148千円（前連結会計年度比13.7％増）、売上総利益は5,096,966千円（同35.1％増）、営業利益は1,144,550千円（同38.0％増）、経常利益は1,157,319千円（同48.8％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は778,853千円（同74.9％増）、EBITDA（営業利益＋減価償却費＋のれん償却額）は1,368,424千円（同34.0％増）となりました。

なお、当社グループは、DXソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の総額は166,935千円であり、その主なものはAI関連サービスの開発、社内DX基盤の整備及び情報機器等の取得であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、金融機関との当座貸越契約及び借入契約を必要に応じて利用しております。

④ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、当連結会計年度において、株式会社emotivEの全株式を譲渡いたしました。これに伴い、同社は当社の持分法適用関連会社から除外されました。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区　　分	第 14 期 (2023年８月期)	第 15 期 (2024年８月期)	第 16 期 (2025年８月期)	第 17 期 (当連結会計年度) (2026年８月期)
売上高 (千円)	10,162,068	11,129,817	14,152,706	16,095,148
経常利益 (千円)	513,841	448,270	777,583	1,157,319
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	319,115	275,669	445,412	778,853
１株当たり当期純利益 (円)	34.90	27.72	45.36	79.43
総資産 (千円)	4,468,600	4,748,092	6,762,941	6,974,476
純資産 (千円)	1,748,713	1,967,344	2,169,029	2,884,157
１株当たり純資産 (円)	178.09	196.03	217.33	289.60

(注) １．当社は、2023年３月１日付で普通株式１株につき４株の割合で、また2025年12月１日付で普通株式１株につき３株の割合で株式分割を行っております。第14期の期首にこれらの株式分割が行われたと仮定して、１株当たり純資産及び１株当たり当期純利益を算定しております。

２．第14期の１株当たり当期純利益は、公募による新株式数（50,000株）及び公募による自己株式の処分株式数（228,900株）を含めた期中平均株式数により算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区　　分	第 14 期 (2023年８月期)	第 15 期 (2024年８月期)	第 16 期 (2025年８月期)	第 17 期 (当事業年度) (2026年８月期)
売　上　高 (千円)	9,212,238	10,007,327	11,845,145	13,614,107
経　常　利　益 (千円)	439,407	405,181	863,783	1,042,569
当　期　純　利　益 (千円)	267,408	245,585	485,847	719,424
１株当たり当期純利益　(円)	29.24	24.69	49.48	73.37
総　資　産 (千円)	4,077,456	4,338,619	5,442,476	5,643,559
純　資　産 (千円)	1,619,657	1,808,204	2,002,880	2,660,988
１株当たり純資産　(円)	164.95	180.17	204.94	271.20

(注) 1．当社は、2023年３月１日付で普通株式１株につき４株の割合で、また2025年12月１日付で普通株式１株につき３株の割合で株式分割を行っております。第14期の期首にこれらの株式分割が行われたと仮定して、１株当たり純資産及び１株当たり当期純利益を算定しております。

2．第14期の１株当たり当期純利益は、公募による新株式数（50,000株）及び公募による自己株式の処分株式数（228,900株）を含めた期中平均株式数により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社エーティーエス	50,000千円	100.0%	情報通信技術者人材サービス業
株式会社ピー・アール・オー	96,589千円	100.0%	システムインテグレーション事業、デジタルコンテンツ事業、ソリューション事業
株式会社P.R.O ID	3,000千円	100.0% (100.0%)	システムインテグレーション事業
株式会社CryptoLab	10,000千円	44.1% (44.1%)	システムインテグレーション事業

(注) 当社の議決権比率の（ ）内の数値は、間接保有による議決権比率であります。

③ 持分法適用会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社ねこまた	10,000千円	39.0% (4.0%)	IoTのPoC実施、モバイルアプリの開発、Webシステム構築事業

(注) 1．当社の議決権比率の（ ）内の数値は、間接保有による議決権比率であります。

2．当連結会計年度において、当社が保有する株式会社emotivEの全株式を譲渡したことにより、同社を持分法適用関連会社から除外しております。

(4) 対処すべき課題

近年、AI技術の進展やDXの加速により、企業活動や社会構造は大きく変化しております。DXは単なる“システム化”に留まるものではなく、AIをはじめとする先進技術の活用を通じて、事業や組織運営の在り方を変革する動きへと発展しており、ITの活用の在り方そのものが大きく変化しつつある環境にあると認識しております。

このようなITに新たな価値を求められる事業環境のもと、経営理念として掲げる「ＡＲＩグループ普遍的価値観」の具現化に向けて取り組むべき課題を以下のとおりと認識しております。

① 人材確保と育成

AI技術の進展やDX市場の拡大に伴い、AI、クラウドおよびデジタル技術に精通した優秀な人材の確保は最重要課題であります。様々な顧客の中長期的な要求に応じて、技術水準の高い人材を確保するための投資を継続し、引き続き優秀な技術者の確保および育成に努めてまいります。

また、AI技術の進展やDX市場の拡大に伴い多様化する顧客ニーズに対応できるよう、人材育成施策に積極的に取り組んでまいります。具体的には、社員の育成・研修等を推進する専門部署を設置してAIおよびクラウド技術を中心とした社内外での育成機会を設けるとともに、関連資格の取得支援を積極推進し、技術力の更なる向上に努めてまいります。

② 収益基盤の強化

当社グループのDXソリューション事業は、顧客のDXにおけるあらゆる工程において、DXを先進技術で支援するワンストップサービスの提供を中核として事業展開しております。具体的には、上流工程であるシステム開発の要件定義から、下流工程にあたる保守・運用までを総合的にサービス提供するとともに、顧客に対して状況に応じた最適な契約形態をとっております。請負・準委任に加え人材派遣によるサービス提供も行っております。従って受注案件ごとの利益率に相応の振幅があり、持続的な成長のためには、安定的な収益基盤を強化し続ける必要があります。そのために、AIおよびクラウド技術を中軸に、より利益率の高い上流工程案件への取り組みの一層の増強を図りつつ、新規事業分野の開拓、自社開発プロダクトの強化を進めてまいります。加えて、株式会社エーティーエスを中心とした人材派遣・人材紹介といったDX人材サービスの推進により、グループ全体の安定成長を下支えしてまいります。

③　内部統制の強化

当社グループは、継続的に事業規模を拡大しており、また新規事業の展開の検討・実施を恒常的に行っていることもあり、内部統制整備に関わる課題が経常的に発生いたします。当社グループにおきましては、監査役による監査や内部監査の過程において、状況変化に応じた内部統制の整備状況に係る変更の必要性を認識するとともに、対応策の早期構築に努めてまいります。

④　営業力の強化

継続的成長のためには、新規顧客の開拓と既存顧客との関係深化に取り組む必要があります。これまで蓄積してきた技術ノウハウや業務知識、研究開発による先行技術知識を活用し、案件の獲得に向けた提案力の強化に注力し、全社的な営業力の向上を図り受注拡大に努めてまいります。

さらに、エンジニアを顧客に提供する際に、適正な能力を有したエンジニアを適正な価格でマッチングすることが必要となります。そのために当該マッチングを担当する営業要員を増員するとともに、営業要員各人の提案力や技術に対する理解深耕などのスキル向上を図ってまいります。

⑤　資金繰りの更なる安定化

当社グループは、売掛金回収サイトと買掛金支払サイトの差が常に一定以上あるうえ、銀行からの資金借入もあり、現時点では資金繰りについては充分な余裕があります。しかしながら買掛金支払サイトは僅かではあるものの短縮化の傾向にあるうえ、業容拡大に伴い、今後、売掛金回収サイトの長い大型の請負契約が多く発生した場合には資金繰りに余裕がなくなる可能性も否定できないことから、直接金融も含めた資金調達の更なる多様化を検討してまいります。

⑥　M&A（企業買収等）による事業拡大

当社グループは、事業拡大のため、M&A等の投資活動を行っております。M&Aにあたっては、対象企業の財務内容や契約関係等についての詳細な事前審査を行い、十分にリスクを吟味したうえで決定しておりますが、買収後に偶発債務の発生や未認識債務の判明等、事前の調査で把握できなかった問題が生じ、事業の展開等が計画通りに進まない場合、のれんの減損処理を行う必要が生じる等、当社グループの事業および業績に影響を及ぼす可能性があります。

これらのリスクを適切に管理しつつ、引き続きM&Aを活用した事業拡大に努めてまいります。

⑦　AIの利活用

当社グループの事業活動においてAI技術の利活用は、業務効率化や新規価値創出の源泉として不可欠な要素となっています。生成AIやAIエージェントを含む各種AI技術の活用には、業務の高度化や意思決定支援など多くの利点がある一方で、情報漏えい、知的財産権やプライバシーの侵害、誤判断や予期せぬ動作による品質への影響につながる可能性があり、当社グループの信用・評判の毀損や経済的損失を招くリスクが存在します。

また、AIによる開発・運用の効率化や顧客の内製化の進展は、従来の取引形態や競争環境に変化をもたらす可能性があります。さらに、国内におけるAIに関する法律の施行やAI事業者ガイドラインの改訂、海外におけるAI規制の段階的な適用など、AIに関する法規制等の整備・見直しが続いており、その対応状況によっては当社グループの事業活動や財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

これらのリスクに対応するため、当社グループではAI活用に関する社内ガイドラインを策定し、AI利活用におけるリスクの統制とガバナンス強化に取り組んでいます。特に生成AIの利用に際しては、社内情報の取り扱いルールを明確化し、業務での安全な活用を推進しています。また、社員がAIの特性とリスクを正しく理解し、安心して活用できるよう、教育プログラムや啓発活動を継続的に実施しています。さらに、AIに関する法規制や社会的動向を把握・分析し、必要に応じて社内ガイドラインを見直すとともに外部専門家との連携を図ることで、社会変化に即したAIガバナンス体制の強化を進めています。加えて、AI駆動開発による生産性と付加価値の向上を通じて、事業環境の変化を成長機会へとつなげてまいります。

当社グループは、AIに関するリスクを適切にマネジメントしながら、AIを安全かつ効果的に活用することで、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

(5) 主要な事業内容（2026年８月31日現在）

当社グループの事業内容は、主に顧客のDX（デジタルトランスフォーメーション）を実現するためのシステムの受託開発、DX化のためのデジタルシフト、クラウドシフト等、顧客の課題解決に向けたサービスを提供するDXソリューション事業であります。

(6) 主要な営業所（2026年８月31日現在）

① 当社

渋谷本社	東京都渋谷区渋谷二丁目17番１号　渋谷アクシュ18F
関西支社	大阪府大阪市北区堂島一丁目５番17号　堂島グランドビル8F
名古屋支社	愛知県名古屋市中村区名駅二丁目38番２号　オーキッドビル8F

② 子会社

株式会社エーティーエス	渋谷本社（東京都渋谷区渋谷二丁目17番１号　渋谷アクシュ18F）
株式会社ピー・アール・オー	神奈川県横浜市中区山下町123番１号　横浜クリードビル6F
株式会社　P.R.O　ID	山形県山形市十日町1丁目1-34　7F
株式会社　CryptoLab	宮城県仙台市青葉区一番町2丁目8-15　太陽生命仙台ビル7F

(7) 使用人の状況（2026年８月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
ＤＸソリューション事業	871（202）名	112名増　（14名減）

（注）１．使用人数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、（　）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

２．前連結会計年度末に比して使用人数が112名増加しておりますが、これは業容拡大に伴うものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
658（71）名	89名増（３名増）	37.3歳	4.5年

（注）１．使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、（　）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

２．前事業年度末に比して使用人数が89名増加しておりますが、これは業容拡大によるものであります。

(8) 主要な借入先の状況（2026年８月31日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	445,198千円
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	350,000
株式会社りそな銀行	271,653

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．会社の現況

(1) 株式の状況（2026年８月31日現在）

① 発行可能株式総数　　38,676,000株

② 発行済株式の総数　　9,811,959株（自己株式600,381株を除く）

（注）2025年12月１日付で普通株式１株につき３株の割合で株式分割を実施しております。
また、当事業年度中における新株予約権の行使により、発行済株式総数は36,720株増加しております。

③ 株主数　　2,432名

④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社エスエスアール	5,864,340株	59.76%
ＡＲＩ社員持株会	570,420	5.81
岡部吉純	399,480	4.07
株式会社ホテルアルファーワン・ディベロップメント	240,000	2.44
山岡択哉	169,140	1.72
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	122,300	1.24
石原憲之	114,900	1.17
野村證券株式会社	100,900	1.02
武内寿憲	90,020	0.91
司久	79,400	0.80

（注）１．持株比率は自己株式（600,381株）を控除して計算しております。
２．株式会社エスエスアールは、当社代表取締役社長である武内寿憲の資産管理会社であります。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

2026年１月30日を払込期日とする譲渡制限付株式報酬として、当社取締役５名（社外取締役を除く。）に対し、当社普通株式2,100株を交付しております。

⑥ その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第１回新株予約権	第４回新株予約権
発行決議日		2017年９月１日	2021年11月29日
新株予約権の数		1,124個	9,400個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 134,880株 (新株予約権１個につき 120株)	普通株式 112,800株 (新株予約権１個につき 12株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり 3,360円 (１株当たり 28円)	新株予約権１個当たり 2,100円 (１株当たり 175円)
権利行使期間		2019年９月３日から 2027年８月25日まで	2023年11月30日から 2031年11月29日まで
行使の条件		(注) 1	(注) 1
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 246個 目的となる株式数 29,520株 保有者数 ２名	新株予約権の数 5,340個 目的となる株式数 64,080株 保有者数 ３名
	社外取締役	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －名	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －名
	監査役	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －名	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －名

(注) １．新株予約権の行使の条件は次のとおりであります。

① 本新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役、従業員のいずれかの地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任後の権利行使に正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。

② 本新株予約権は、当社の株式が日本国内外の証券取引所又はこれに類するものに上場された場合に限り行使することができる。

③ 本新株予約権者からの相続はこれを認めない。

２．2017年11月29日開催の取締役会決議により、2017年11月29日付で普通株式１株につき10株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「役員の保有状況」が調整されております。

3．2023年１月30日開催の取締役会決議により、2023年３月１日付で普通株式１株につき４株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「役員の保有状況」が調整されております。
4．2025年９月24日開催の取締役会決議により、2025年12月１日付で普通株式１株につき３株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「役員の保有状況」が調整されております。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

③ その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2026年８月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	武内 寿憲	社長執行役員 株式会社エスエスアール　代表取締役
取締役	中野 康雄	執行役員
取締役	山岡 択哉	執行役員
取締役	竹内 康修	執行役員
取締役	新家 剛	執行役員 株式会社ピー・アール・オー　取締役
取締役	髙橋 英昌	株式会社MILIZE　取締役副社長
取締役	藤宮 宏章	株式会社フジ総研　代表取締役社長 サインポスト株式会社　社外監査役 アドバンジ日本株式会社　社外取締役
取締役	森本 千賀子	特定非営利活動法人放課後NPOアフタースクール 理事 株式会社morich　代表取締役 株式会社morich-To　代表取締役 株式会社ヒーロープロデューサー　社外取締役 SHE株式会社　社外取締役 コクー株式会社　社外取締役 株式会社and morich　代表取締役 SAAFホールディングス株式会社　社外取締役 株式会社ジャパン・リリーフ　社外取締役 一般社団法人神奈川県ラグビーフットボール協会　理事
常勤監査役	岡 泰三	株式会社エーティーエス　監査役
監査役	米澤 信行	
監査役	山下 信一	

（注）１．取締役 藤宮宏章氏及び取締役 森本千賀子氏は、社外取締役であります。
２．監査役 米澤信行氏及び監査役 山下信一氏は、社外監査役であります。
３．当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
４．監査役 岡泰三氏は、事業会社において豊富な実務経験を有しており、経営企画をはじめとする企業経営全般に関し、相当程度の知見を有しております。
５．監査役 米澤信行氏は、情報通信業界における要職を歴任した豊富な経験と幅広い見識を有しております。

6．監査役 山下信一氏は、金融業界における要職を歴任した豊富な経験と幅広い見識を有しております。
7．当社では、取締役会の一層の活性化を促し、取締役会の意思決定・業務執行の監督機能と各部門の業務執行機能を明確に区分し、経営効率の向上を図るために執行役員制度を導入しております。執行役員は12名で、代表取締役社長執行役員 武内寿憲、取締役執行役員 中野康雄、取締役執行役員 山岡択哉、取締役執行役員 竹内康修、取締役執行役員 新家剛、執行役員 宮尾和茂、執行役員 高林徹、執行役員 秋山博康、執行役員 松浦勝、執行役員 岡野剛、執行役員 新井弦、執行役員 堀宣男で構成されております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項に基づき、業務執行取締役等でない取締役及び監査役との間において、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る法律上の損害賠償金及び訴訟費用を当該保険契約により補填することとしております。

当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び子会社の取締役・監査役であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

なお、犯罪行為や法令に違反することを認識しながら行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があり、被保険者の職務遂行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

④ 取締役及び監査役の報酬等

イ．役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、2025年11月27日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

取締役の報酬額は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬及び株式報酬により構成し、社外取締役及び非業務執行取締役については、高い客観性・独立性をもって経営監督機能を担う職責に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。

取締役の基本報酬は、業務執行取締役においては、役位、職責、在任年数のほか、当社全体の業績結果、従業員の給与水準を考慮しながら、外部機関による役員報酬に関する他社水準調査結果等を参考に報酬額を検証し、当社の業績や規模に見合った水準を検討のうえ、総合的に勘案して決定しており、社外取締役及び非業務執行取締役においては、個々の有する経歴や知見等を勘案し決定しております。

株式報酬は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として導入しており、役位、職責、貢献度等を踏まえ、その内容を決定しております。

取締役の個人別の報酬額の決定については、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長武内寿憲が最も適していることから、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとしております。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び株式報酬の付与内容等としております。

なお、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等については、取締役会で決議された決定方針に基づき決定されていることから、取締役会は、その内容が当該決定方針に沿うものであると判断しております。

ロ. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2025年11月27日開催の第16回定時株主総会において年額500百万円以内（うち社外取締役30百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議されております。当該株主総会終結時点の対象取締役の員数は８名（うち社外取締役２名）であります。

また、別枠で、同株主総会において業務執行取締役に対する株式報酬制度に係る報酬枠として、支給する金銭報酬債権の総額を年額300百万円以内、交付する当社普通株式の総数を年150,000株以内とする旨を決議しております。当該株主総会終結時点の対象取締役の員数は５名であります。なお、当社は2025年12月１日付で普通株式１株につき３株の割合で株式分割を実施しており、当該株式分割に伴う調整後の株式数の上限は年450,000株以内となっております。

監査役の報酬限度額は、2010年10月22日開催の第１回定時株主総会において年額50百万円以内と決議されております。当該株主総会終結時点の対象監査役は１名であります。

ハ．当事業年度に係る報酬等の総額等

区　　分	報酬等の総額(千円)	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の員数(名)
		基本報酬	役員賞与	非金銭報酬等	
取締役 （うち社外取締役）	168,644 (8,400)	153,993 (8,400)	12,600 (−)	2,051 (−)	8 (2)
監査役 （うち社外監査役）	18,600 (9,600)	18,600 (9,600)	− (−)	− (−)	3 (2)
合計 （うち社外役員）	187,244 (18,000)	172,593 (18,000)	12,600 (−)	2,051 (−)	11 (4)

（注）1．取締役の報酬等の額には、使用人兼務役員の使用人分給与は含まれておりません。
2．取締役の業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、連結経常利益の前事業年度からの伸長度合いを業績指標としております。当事業年度の連結経常利益は1,157百万円（前事業年度777百万円）となりました。業績連動報酬は、当事業年度の連結経常利益が前事業年度の連結経常利益の105％以上となった場合、代表取締役および業務執行取締役に対し、個々の月例の固定報酬額に7を乗じた額を上限として支給することとしております。当事業年度に係る業績連動報酬等の総額は12,600千円です。
3．非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、取締役（社外取締役を除く。）に対する株式報酬の内容及び決定方針は、前述の「イ．役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項」に記載のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2．（1）⑤　当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。

⑤　社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・社外取締役 藤宮宏章氏は、株式会社フジ総研 代表取締役社長、サインポスト株式会社 社外監査役、アドバンジ日本株式会社 社外取締役を兼職しておりますが、当社と各兼職先との間に特別の関係はありません。
・社外取締役 森本千賀子氏は、特定非営利活動法人放課後NPOアフタースクール 理事、株式会社morich 代表取締役、株式会社morich-To 代表取締役、株式会社ヒーロープロデューサー 社外取締役、SHE株式会社 社外取締役、コクー株式会社 社外取締役、株式会社and morich 代表取締役、SAAFホールディングス株式会社 社外取締役、株式会社ジャパン・リリーフ 社外取締役、一般社団法人神奈川県ラグビーフットボール協会 理事を兼職しておりますが、当社と各兼職先との間に特別の関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役　藤　宮　　宏　章	当事業年度に開催された取締役会21回すべてに出席いたしました。出席した取締役会において、豊富な経営経験と当社に関する知見に基づき、経営全般に的確な発言を適宜行うなど、当社の経営体制の更なる強化・充実を推し進める役割を果たしております。
取締役　森　本　　千　賀　子	当事業年度に開催された取締役会21回のうち18回に出席いたしました。出席した取締役会において、豊富な経営経験に基づき、経営全般に的確な発言を適宜行うなど、当社の経営体制の更なる強化・充実を推し進める役割を果たしております。
監査役　米　澤　　信　行	当事業年度に開催された取締役会21回のうち20回に出席いたしました。出席した取締役会において、情報通信業界における要職を歴任した豊富な経験と幅広い見識に基づき、監査役観点より適宜発言を行っております。また、当事業年度に開催された監査役会14回すべてに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役　山　下　　信　一	当事業年度に開催された取締役会21回のうち19回に出席いたしました。出席した取締役会において、金融業界における要職を歴任した豊富な経験と幅広い見識に基づき、監査役観点より適宜発言を行っております。また、当事業年度に開催された監査役会14回すべてに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称　　太陽有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	29,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	29,000千円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的に区分できませんので合計額を記載しております。
2．監査役会は取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

3．会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(2026年８月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**5,300,218**	**流動負債**	**3,736,870**
現金及び預金	2,951,352	買掛金	667,266
売掛金及び契約資産	2,196,518	短期借入金	1,080,000
その他	175,402	１年内償還予定の社債	20,000
貸倒引当金	△23,054	１年内返済予定の長期借入金	168,133
固定資産	**1,674,258**	未払費用	913,122
有形固定資産	**267,530**	未払法人税等	198,788
建物	154,752	賞与引当金	74,769
工具、器具及び備品	111,445	役員賞与引当金	30,703
土地	1,333	その他	584,086
無形固定資産	**931,038**	**固定負債**	**353,448**
ソフトウエア	136,639	社債	10,000
のれん	644,896	長期借入金	212,120
その他	149,502	長期未払金	14,064
投資その他の資産	**475,689**	退職給付に係る負債	93,734
投資有価証券	20,802	資産除去債務	23,529
繰延税金資産	156,447	**負債合計**	**4,090,319**
その他	316,752	**(純資産の部)**	
貸倒引当金	△18,313	**株主資本**	**2,841,522**
		資本金	**143,636**
		資本剰余金	**246,138**
		利益剰余金	**2,759,995**
		自己株式	**△308,248**
		新株予約権	**0**
		非支配株主持分	**42,634**
		純資産合計	**2,884,157**
資産合計	**6,974,476**	**負債純資産合計**	**6,974,476**

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（2025年9月1日から
2026年8月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**16,095,148**
売上原価		**10,998,181**
売上総利益		**5,096,966**
販売費及び一般管理費		**3,952,416**
営業利益		**1,144,550**
営業外収益		
受取利息	5,806	
受取配当金	0	
持分法による投資利益	5,675	
助成金収入	5,163	
保険解約返戻金	8,008	
雑収入	7,521	
その他	2,985	35,163
営業外費用		
支払利息	21,621	
社債利息	276	
その他	496	22,394
経常利益		**1,157,319**
税金等調整前当期純利益		**1,157,319**
法人税、住民税及び事業税	341,731	
法人税等調整額	39,144	380,875
当期純利益		**776,443**
非支配株主に帰属する当期純損失		**2,409**
親会社株主に帰属する当期純利益		**778,853**

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2026年8月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**4,241,986**	**流動負債**	**2,968,505**
現金及び預金	2,227,545	買掛金	536,500
売掛金及び契約資産	1,882,568	短期借入金	1,000,000
貯蔵品	644	未払金	166,534
前払費用	118,388	未払費用	748,805
その他	35,893	未払法人税等	171,262
貸倒引当金	△23,054	役員賞与引当金	12,600
固定資産	**1,401,572**	その他	332,803
有形固定資産	**266,141**	**固定負債**	**14,064**
建物	154,266	長期未払金	14,064
工具、器具及び備品	110,541	**負債合計**	**2,982,570**
土地	1,333	**(純資産の部)**	
無形固定資産	**151,456**	**株主資本**	**2,660,988**
ソフトウエア	143,080	**資本金**	**143,636**
その他	8,376	**資本剰余金**	**248,740**
投資その他の資産	**983,974**	資本準備金	73,620
関係会社株式	553,704	その他資本剰余金	175,119
長期貸付金	18,313	**利益剰余金**	**2,576,861**
長期前払費用	105	その他利益剰余金	2,576,861
繰延税金資産	148,564	繰越利益剰余金	2,576,861
敷金	199,481	**自己株式**	**△308,248**
その他	82,120	**純資産合計**	**2,660,988**
貸倒引当金	△18,313		
資産合計	**5,643,559**	**負債純資産合計**	**5,643,559**

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2025年9月1日から
2026年8月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		**13,614,107**
売上原価		**9,240,327**
売上総利益		**4,373,780**
販売費及び一般管理費		**3,434,045**
営業利益		**939,735**
営業外収益		
受取利息	4,430	
経営指導料収入	85,850	
設備賃貸料	17,856	
助成金収入	5,163	
その他	1,918	115,219
営業外費用		
支払利息	12,385	12,385
経常利益		**1,042,569**
税引前当期純利益		**1,042,569**
法人税、住民税及び事業税	304,121	
法人税等調整額	19,023	323,144
当期純利益		**719,424**

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年10月23日

ＡＲアドバンストテクノロジ株式会社
　取締役会　御中

太陽有限責任監査法人
　大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　秋　田　秀　樹

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　桑　垣　圭　輔

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、ＡＲアドバンストテクノロジ株式会社の2025年９月１日から2026年８月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＡＲアドバンストテクノロジ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年10月23日

ＡＲアドバンストテクノロジ株式会社
　取締役会　御中

太陽有限責任監査法人
　大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　秋　田　秀　樹

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　桑　垣　圭　輔

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、ＡＲアドバンストテクノロジ株式会社の2025年９月１日から2026年８月31日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2025年９月１日から2026年８月31日までの第17期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年10月29日

ＡＲアドバンストテクノロジ株式会社　監査役会

常勤監査役　岡　　泰　三　㊞

社外監査役　米　澤　信　行　㊞

社外監査役　山　下　信　一　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題の一つとして認識しており、当面は経営基盤の強化及び積極的な事業展開のために内部留保の充実を図り、財務体質の強化と事業拡大のための投資に充当していくことを基本方針としております。このような基本方針に基づき、当期の経営成績及び財政状態、事業環境等を総合的に勘案し、第17期の期末配当を以下のとおりといたしたいと存じます。

(1)配当財産の種類

金銭といたします。

(2)配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金10円　　総額は98,119,590円となります。

(3)剰余金の配当が効力を生じる日

2026年11月30日といたしたいと存じます。

第２号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

当会社は、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るとともに、業務執行の機動性を高めることを目的として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたします。これに伴い、以下の変更を行うものであります。

(1) 監査等委員会及び監査等委員である取締役に関する規定を新設し、監査役及び監査役会に関する規定を削除するとともに、監査役の責任免除に関する規定の削除に伴う経過措置として附則を新設するものであります。

(2) 会社法第399条の13第６項の規定に基づき、取締役会の決議によって重要な業務執行の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる旨の規定を新設するものであります。

(3) 上記の各変更に伴い、所要の文言の変更及び条数の繰り上げ・繰り下げ等を行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本議案は、本総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現　行　定　款	変　更　案
第１条～第18条 （条文省略）	第１条～第18条 （現行どおり）
第19条（取締役の員数） 当会社の取締役は、10名以内とする。 （新設）	第19条（取締役の員数） 当会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、10名以内とする。 2.当会社の監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は、５名以内とする。

現　行　定　款	変　更　案
第20条（取締役の選任） 　取締役は、株主総会の決議によって選任する。 2.～3.（条文省略） 4.当会社は、会社法第329条第３項の規定に基づき、法令に定める取締役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠取締役を選任することができる。 5.前項の補欠取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後の１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。	第20条（取締役の選任） 　取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。 2.～3.（現行どおり） 4.当会社は、会社法第329条第３項の規定に基づき、法令に定める取締役の員数を欠くこととなる場合に備えて、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において補欠取締役を選任することができる。 5.前項の補欠取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、取締役（監査等委員を除く。）については、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとし、監査等委員については、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。
第21条（取締役の任期） 　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 （新設） 2.任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。 （新設）	第21条（取締役の任期） 　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2.前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 3.任期満了前に退任した取締役（監査等委員を除く。）の補欠として、又は増員により選任された取締役（監査等委員を除く。）の任期は、前任者又は他の在任取締役（監査等委員を除く。）の任期の残存期間と同一とする。 4.任期満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。

現　行　定　款	変　更　案
第22条（代表取締役及び役付取締役） 　当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。 2.（条文省略） 3.取締役会は、その決議によって、取締役社長１名を選定し、取締役会長１名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。	第22条（代表取締役及び役付取締役） 　当会社は、取締役会の決議によって、取締役（監査等委員を除く。）の中から代表取締役を選定する。 2.（現行どおり） 3.取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員を除く。）の中から取締役社長１名を選定し、取締役会長１名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。
第23条（取締役会の招集権者及び議長） （条文省略）	第23条（取締役会の招集権者及び議長） （現行どおり）
第24条（取締役会の招集通知） 　取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。	第24条（取締役会の招集通知） 　取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
第25条（取締役会の決議の方法） （条文省略）	第25条（取締役会の決議の方法） （現行どおり）
第26条（取締役会の決議の省略） 　当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。	第26条（取締役会の決議の省略） 　当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。
（新設）	第27条（業務執行の決定の取締役への委任） 　当会社は、会社法第399条の13第６項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

現　行　定　款	変　更　案
第27条（取締役会の議事録） 　取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。	第28条（取締役会の議事録） 　取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。
第28条（取締役会規程） （条文省略）	第29条（取締役会規程） （現行どおり）
第29条（取締役の報酬等） 　取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	第30条（取締役の報酬等） 　取締役の報酬等は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。
第30条（取締役の責任免除） （条文省略）	第31条（取締役の責任免除） （現行どおり）
第31条（取締役との責任限定契約） （条文省略）	第32条（取締役との責任限定契約） （現行どおり）
第５章　監査役及び監査役会	第５章　監査等委員会
第32条（監査役及び監査役会の設置） 　当会社は監査役及び監査役会を置く。	第33条（監査等委員会の設置） 　当会社は監査等委員会を置く。
第33条（監査役の員数） 　当会社の監査役は、５名以内とする。	（削除）

現　行　定　款	変　更　案
第34条（監査役の選任） 　監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2.監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3.当会社は、会社法第329条第３項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。 4.前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後の４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。	（削除）
第35条（監査役の任期） 　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2.補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	（削除）
第36条（常勤監査役） 　監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。	（削除）
第37条（監査役会の招集通知） 　監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。	第34条（監査等委員会の招集通知） 　監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
第38条（監査役会の決議の方法） 　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	第35条（監査等委員会の決議の方法） 　監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

現　行　定　款	変　更　案
第39条（監査役会の議事録） 　監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。	第36条（監査等委員会の議事録） 　監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。
第40条（監査役会規程） 　監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。	第37条（監査等委員会規程） 　監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
第41条（監査役の報酬等） 　監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。	（削除）
第42条（監査役の責任免除） 　当会社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第423条第１項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。	（削除）
第43条（監査役との責任限定契約） 　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、監査役との間で、会社法第423条第１項の賠償責任について、当該監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令に定める金額を限度とする旨の契約を締結することができる。	（削除）
第６章　会計監査人	第６章　会計監査人
第44条（会計監査人の設置） （条文省略）	第38条（会計監査人の設置） （現行どおり）
第45条（会計監査人の選任） （条文省略）	第39条（会計監査人の選任） （現行どおり）
第46条（会計監査人の任期） （条文省略）	第40条（会計監査人の任期） （現行どおり）

現　行　定　款	変　更　案
第47条（会計監査人の報酬等） 　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。	第41条（会計監査人の報酬等） 　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。
第７章　計算	第７章　計算
第48条（事業年度） （条文省略）	第42条（事業年度） （現行どおり）
第49条（期末配当金） （条文省略）	第43条（期末配当金） （現行どおり）
第50条（中間配当金） （条文省略）	第44条（中間配当金） （現行どおり）
第51条（期末配当金等の除斥期間） （条文省略）	第45条（期末配当金等の除斥期間） （現行どおり）
（新設）	附則 （監査役の責任免除に関する経過措置） 　当会社は、第17回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第１項所定の監査役（監査役であったものを含む。）の賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）８名選任の件

当社は第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。これに伴い、取締役全員（８名）は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）８名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	武内寿憲（たけうち としのり） （1976年８月12日） 再任	1999年４月　株式会社キャリアスタッフ（現アデコ株式会社）　入社 2007年８月　アリスタソリューション株式会社　代表取締役 2010年１月　当社　設立　代表取締役社長 2010年11月　株式会社和びす（現株式会社エーティーエス・当社連結子会社）　取締役 2010年12月　同社　代表取締役 2015年８月　株式会社エスエスアール　設立　代表取締役 2015年８月　同社　取締役 2020年10月　同社　代表取締役（現任） 2023年９月　当社　代表取締役社長執行役員（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社エスエスアール　代表取締役	5,954,360株
	【取締役候補者とした理由】 武内寿憲氏を取締役候補者とした理由は、同氏は当社創業者であり、創業時から当社の経営を担い、経営者としての豊富な経験と実績を有しております。当社は、同氏が当社を代表しての対外活動に加え、当社の持続的成長の基盤となる研究開発の促進及び文化の構築を通じたコーポレート・ガバナンスの強化を推進するうえで適任であると判断し、取締役候補者としたものであります。		

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
2	中野 康雄（なかの やすお） (1974年6月4日) 再任	1999年４月　フューチャーシステムコンサルティング株式会社（現フューチャーアーキテクト株式会社）　入社 2009年７月　株式会社ディー・エヌ・エー　入社 2011年６月　株式会社グッドインパクト　設立　代表取締役 2011年６月　当社　入社　執行役員 2012年10月　当社　取締役執行役員 2012年11月　株式会社和びす（現株式会社エーティーエス・当社連結子会社）　監査役 2021年12月　当社　取締役専務執行役員 2025年９月　当社　取締役執行役員（現任）	25,620株
	【取締役候補者とした理由】 中野康雄氏を取締役候補者とした理由は、同氏は執行役員として当社の研究開発及び技術戦略を歴任しており、豊富な経験と実績を有しております。当社は、同氏が当社の今後の成長を牽引でき、かつ、事業部門の監督を行うに適任であると判断し、取締役候補者としたものであります。		
3	山岡 択哉（やまおか たくや） (1985年１月24日) 再任	2006年４月　株式会社ワールドサポート　入社 2008年10月　株式会社エスコサービス　入社 2009年７月　アリスタソリューション株式会社　入社 2010年４月　当社　入社 2015年９月　当社　執行役員ソリューションセールスユニット長 2021年11月　当社　取締役執行役員（現任）	169,140株
	【取締役候補者とした理由】 山岡択哉氏を取締役候補者とした理由は、同氏は当社設立時より営業部門において長く従事し、当社事業に関する豊富な知見を有しております。当社は、同氏が当社の今後の成長を牽引でき、かつ、事業部門の監督を行うに適任であると判断し、取締役候補者としたものであります。		

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
4	竹内 康修（たけうち やすのぶ） (1974年4月8日) 再任	1997年４月　株式会社CSK（現SCSK株式会社）　入社 2003年４月　フューチャーシステムコンサルティング株式会社（現フューチャーアーキテクト株式会社）　入社 2007年６月　アイズ・イノベーション株式会社　入社 2014年１月　当社　入社 2017年９月　当社　タクティカルデザインユニット長 2019年10月　当社　マネジングダイレクタ事業企画統括 2020年９月　当社　マネジングダイレクタ経営戦略事業室長 2021年12月　当社　執行役員経営戦略事業室長 2023年９月　当社　執行役員ストラテジー＆オペレーションズユニット長 2024年９月　当社　執行役員本社ドメイン長 2024年11月　当社　取締役執行役員（現任）	23,520株
	【取締役候補者とした理由】 竹内康修氏を取締役候補者とした理由は、同氏は入社以降、事業企画及び経営戦略等を統括する部門において中心的な役割を果たしております。また、業務執行責任者として適切に本社組織の運営を行い、全社的な信任と求心力を高めております。当社は、同氏が本社機能運営を推進するうえで適任であると判断し、取締役候補者としたものであります。		

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
5	新家 剛（しんや つよし） （1984年10月11日） 再任	2007年４月　アデコ株式会社　入社 2015年４月　当社　入社　関西支社長 2016年９月　当社　執行役員（現任） 2024年11月　株式会社ピー・アール・オー　取締役（非常勤）（現任） 2025年11月　当社　取締役執行役員（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社ピー・アール・オー　取締役	820株
	【取締役候補者とした理由】 新家剛氏を取締役候補者とした理由は、同氏は事業戦略における実績と卓越したリーダーシップにより組織力の向上に大きく貢献しております。さらには、M&A後の事業統合においても部門間連携を促進する役割を果たしており、当社は、同氏がグループ成長の中核を担う人材として適任であると判断し、取締役候補者としたものであります。		

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
6	髙橋英昌（たかはしひでまさ） （1972年1月18日） 再任	1994年４月　株式会社電通国際情報サービス　入社 2018年２月　株式会社FIXER　入社 2019年２月　株式会社ACCESS　入社 2020年４月　株式会社LiNKX　アドバイザー 2020年４月　株式会社Psygig　顧問 2020年11月　アイ・システム株式会社　顧問 2021年５月　当社　入社 2021年９月　当社　マネジングダイレクタデジタルビジネスユニット長 2021年12月　当社　執行役員デジタルビジネスユニットユニット長 2023年９月　当社　執行役員BXD第１事業ドメイン長 2023年11月　当社　取締役（現任） 2024年１月　株式会社MILIZE　入社 2024年８月　同社　取締役副社長（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社MILIZE　取締役副社長	－株
	【取締役候補者とした理由】 髙橋英昌氏を取締役候補者とした理由は、同氏はIT業界における多年にわたる豊富な経験と実績を有しております。当社は、同氏が当社の今後の成長を牽引でき、かつ、事業部門の監督を行うに適任であると判断し、取締役候補者としたものであります。		

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
7	藤宮宏章（ふじみやひろあき） （1947年1月31日） 再任 社外	1969年４月　ユニチカ株式会社　入社 1978年12月　株式会社東洋情報システム（現TIS株式会社）　入社 1988年３月　同社　東京本社情報通信システム開発部長 1995年４月　同社　取締役システム販売事業部名古屋支社長 1999年６月　同社　常務取締役金融カード第二事業部長 2002年４月　コマツソフト株式会社（現クオリカ株式会社）　副社長執行役員 2002年６月　同社　代表取締役副社長 2004年４月　同社　代表取締役社長 2008年４月　TIS株式会社　代表取締役社長 2008年４月　ITホールディングス株式会社　取締役 2011年４月　TIS株式会社　代表取締役会長 2013年４月　同社　特別顧問 2014年１月　株式会社フジ総研　設立　代表取締役社長（現任） 2014年12月　株式会社ホロンシステム　社外監査役 2016年３月　メディカルデータビジョン株式会社　社外取締役 2016年９月　当社　社外取締役（現任） 2018年12月　株式会社ホロンシステム　社外取締役 2020年５月　サインポスト株式会社　社外監査役（現任） 2024年１月　アドバンジ日本株式会社　社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社フジ総研　代表取締役社長 サインポスト株式会社　社外監査役 アドバンジ日本株式会社　社外取締役	－株
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 藤宮宏章氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は豊富な経営経験と当社に関する知見に基づき、経営全般に的確な助言をしております。当社は同氏の的確な助言により経営体制の更なる強化・充実が期待できることから、社外取締役候補者としたものであります。		

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
8	森本 千賀子（もりもと ちかこ） (1970年7月9日) 再任 社外	1993年４月　株式会社リクルート人材センター（現株式会社リクルート）　入社 2012年４月　株式会社リクルートエグゼクティブエージェント　転籍 2014年５月　特定非営利活動法人放課後NPOアフタースクール　理事（現任） 2017年１月　一般社団法人ソーシャル・インベストメントパートナーズ　理事 2017年３月　株式会社morich　設立 代表取締役（現任） 2019年10月　株式会社morich-To　設立 代表取締役(現任) 2020年４月　株式会社Bewin　社外取締役 2020年11月　一般社団法人自然栽培協会　理事 2021年４月　一般社団法人静岡県ラグビーフットボール協会　理事 2021年10月　株式会社ヒーロープロデューサー　社外取締役(現任) 2021年12月　株式会社フォーシーズHD　社外取締役 2022年４月　SHE株式会社　社外取締役（現任） 2022年５月　コクー株式会社　社外取締役（現任） 2022年６月　AGBIOTECH株式会社　社外取締役 2022年７月　株式会社and morich 設立 代表取締役(現任) 2023年６月　ITbookホールディングス株式会社（現SAAFホールディングス株式会社）　社外取締役（現任） 2023年11月　当社　社外取締役（現任） 2025年11月　株式会社ジャパン・リリーフ　社外取締役（現任） 2026年６月　一般社団法人神奈川県ラグビーフットボール協会　理事（現任） （重要な兼職の状況） 特定非営利活動法人放課後NPOアフタースクール 理事 株式会社morich　代表取締役 株式会社morich-To　代表取締役 株式会社ヒーロープロデューサー　社外取締役 SHE株式会社　社外取締役 コクー株式会社　社外取締役 株式会社and morich　代表取締役 SAAFホールディングス株式会社　社外取締役 株式会社ジャパン・リリーフ　社外取締役 一般社団法人神奈川県ラグビーフットボール協会　理事	－株

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 森本千賀子氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏はエグゼクティブ層の採用支援を中心に、企業の問題解決に向けたソリューションを幅広く提案し、さらに外部パートナー企業ともアライアンスの推進などを遂行しており、社外取締役や顧問など多くの企業とのつながりと人脈を持ち、豊富な経営経験を有しております。当社は、同氏の的確な助言により経営体制の更なる強化・充実が期待できることから、社外取締役候補者としたものであります。		

（注）1．取締役候補者武内寿憲氏は、自己名義及び同氏の資産管理会社である株式会社エスエスアールを通じて当社株式5,954,360株を保有しており、当社の大株主であります。なお、同氏は会社法第２条第４号の２に定める親会社等に該当します。

2．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

3．藤宮宏章氏及び森本千賀子氏は、社外取締役候補者であります。なお、森本千賀子氏の戸籍上の氏名は、服部千賀子であります。

4．藤宮宏章氏及び森本千賀子氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、両氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって藤宮宏章氏が10年、森本千賀子氏が３年となります。

5．当社は、髙橋英昌氏、藤宮宏章氏及び森本千賀子氏との間で、会社法第427条第１項に基づき、会社法第423条第１項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任限度額は法令の定める額としております。各氏の再任が承認された場合には、当社は各氏との当該契約を継続する予定であります。

6．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る法律上の損害賠償金及び訴訟費用を当該保険契約により補填することとしております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び子会社の取締役・監査役であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。なお、犯罪行為や法令に違反することを認識しながら行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があり、被保険者の職務遂行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

7．当社は、藤宮宏章氏及び森本千賀子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が再任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。

第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

当社は第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。これに伴い、監査等委員である取締役３名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	岡　泰三（おか　たいぞう） (1970年７月４日) 新任	2017年３月　当社　入社　コーポレートユニット経営管理部長補佐 2017年９月　当社　コーポレートユニットIPO準備室長 2018年９月　当社　コーポレートユニット社長室長 2019年１月　当社　常勤監査役（現任） 2023年11月　株式会社エーティーエス（当社連結子会社）　監査役（現任） 2024年４月　株式会社emotivE　監査役 （重要な兼職の状況） 株式会社エーティーエス　監査役	－株
	【監査等委員である取締役候補者とした理由】 岡泰三氏は、2019年1月の当社監査役就任以降、常勤監査役として取締役の職務執行状況の監査や内部統制システムの運用状況の検証等を通じ、監査役としての職務を適切に遂行しております。また、事業会社での経営企画にかかる豊富な実務経験を有するとともに、企業経営、コーポレート・ガバナンス、リスクマネジメントに関する幅広い見識を有しております。これらの経験に基づき、適正かつ客観的な視点から経営の監査・監督を行い、当社の企業価値向上に貢献することができるものと判断し、同氏を監査等委員である取締役候補者としたものであります。		

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　名
(生年月日)</th><th>略歴、当社における地位及び担当
(重要な兼職の状況)</th><th>所有する
当社の株式数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">2</td><td>山下信一
(1955年1月29日)
新任
社外</td><td>1978年4月　日本信販株式会社(現三菱UFJニコス株式会社)　入社
2004年10月　同社　経理部長
2006年6月　UFJニコス株式会社　執行役員経理部長
2007年4月　三菱UFJニコス株式会社　執行役員経理部長
2011年6月　同社　常勤監査役
2015年6月　同社　顧問
2018年11月　当社　社外監査役（現任）</td><td>－株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割】
山下信一氏は、金融関連企業において経理部長、執行役員経理部長、監査役等の要職を歴任され、財務・会計に関する高い専門性に加え、企業経営や監査に関する豊富な経験と幅広い見識を有しております。また、2018年11月の当社監査役就任以降、社外監査役としての職務を適切に遂行していただいていることから、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、同氏を監査等委員である社外取締役候補者としたものであります。選任後は、独立した立場から取締役の職務執行の監督および監査を行うとともに、財務・会計に関する知見や企業経営に関する豊富な経験を活かし、当社の持続的な成長と企業価値向上に向けた適切な助言および監督をいただくことを期待しております。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3	氏家 美千代（うじいえ みちよ） （1966年2月22日） 新任 社外	1989年４月　株式会社三井ファイナンスサービス　入社 1997年10月　中央監査法人　入所 2001年１月　公認会計士補河内事務所(現氏家公認会計士事務所)　設立（現任） 2001年４月　公認会計士登録（現任） 2005年２月　税理士登録（現任） 2019年６月　株式会社エノモト　社外取締役(監査等委員)（現任） 2023年７月　興亜監査法人　社員（現任） 2024年９月　ヒューマン･メタボローム･テクノロジーズ株式会社　社外取締役（監査等委員）（現任） （重要な兼職の状況） 氏家公認会計士事務所　所長 株式会社エノモト　社外取締役（監査等委員） 興亜監査法人　社員 ヒューマン･メタボローム･テクノロジーズ株式会社　社外取締役（監査等委員）	－株
	【監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割】 氏家美千代氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、長年にわたり公認会計士として企業の監査に携わっており、企業の財務・会計に関する高度な専門的知見を有するとともに、取締役の職務執行の監査に求められる判断力と識見を有しております。これらの豊富な経験と高い見識を当社の経営に活かしていただくため、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。選任後は、公認会計士としての専門的な知見に加え、上場会社における監査等委員としての経験を活かし、主に財務報告の適正性の確保および内部統制の充実の観点から、取締役の職務執行に対する監督機能の強化に尽力いただくことを期待しております。		

（注）１．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．山下信一氏、氏家美千代氏は監査等委員である社外取締役候補者であります。

3．当社は、山下信一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が監査等委員である社外取締役に選任され就任した場合には、引き続き独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。また、氏家美千代氏が監査等委員である社外取締役に選任され就任した場合には、新たに独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
4．山下信一氏の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって８年となります。また、同氏は過去に社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由から監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
5．当社は、岡泰三氏および山下信一氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。各氏が監査等委員である取締役に選任され就任した場合、各氏との当該契約を継続する予定であります。また、氏家美千代氏が監査等委員である取締役に選任され就任した場合には、同氏との間で同内容の契約を締結する予定であります。
6．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る法律上の損害賠償金及び訴訟費用を当該保険契約により補填することとしております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び子会社の取締役・監査役であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。なお、犯罪行為や法令に違反することを認識しながら行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があり、被保険者の職務遂行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。岡泰三氏及び山下信一氏は既に当該保険契約の被保険者となっており、氏家美千代氏が監査等委員である取締役に選任され就任した場合には、同氏も当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は、次回更新時においても各氏を被保険者として同内容で更新する予定であります。

第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の金銭報酬額は、2025年11月27日開催の第16回定時株主総会において年額500百万円以内（うち社外取締役分30百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とご承認いただき今日に至っております。

今般、当社は、第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。本議案は、監査等委員会設置会社への移行に伴い、あらためて取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬額を年額500百万円以内（うち社外取締役分30百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と設定することについて、ご承認をお願いするものであります。

本議案の報酬額は、2025年11月27日開催の第16回定時株主総会でご承認いただいた内容と同一であり、当社の事業規模、業績、取締役の職責等を総合的に勘案し、引き続き相当であると判断しております。また、本議案の内容は、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に沿うものであります。

なお、本議案が原案どおり承認可決された場合には、当社は本総会終結後の取締役会において、現行の当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針につき、その対象を「取締役（監査等委員である取締役を除く。）」とする旨の変更及びその他所要の変更を行うことを予定しております。

また、2025年11月27日開催の第16回定時株主総会にてご承認いただいた業務執行取締役に対する業績連動型株式報酬制度（金銭報酬債権の額：年額300百万円以内、交付株式数：年150,000株以内。なお、2025年12月１日付で実施した１株につき３株の株式分割後の株式数に換算すると、年450,000株以内となります。）につきましては、監査等委員会設置会社への移行後も対象者の範囲、報酬枠及び制度内容に変更はありません。したがって、当該制度は本議案により変更するものではなく引き続き適用されるものと整理しており、本議案においてあらためての決議をお願いするものではありません。

第２号議案「定款一部変更の件」および第３号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）８名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は８名（うち社外取締役２名）となります。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

第６号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行します。会社法第361条第２項の規定により、監査等委員である取締役の報酬等は、他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等とは別枠にて株主総会の決議により定める必要があります。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員である取締役の金銭報酬額を年額50百万円以内として設定することについてご承認をお願いするものであります。当該金額は、現行の監査役の報酬限度額（2010年10月22日開催の第１回定時株主総会決議：年額50百万円以内）と同額であり、監査等委員である取締役の職務内容（取締役会における議決権の行使、監査等委員会による監査等）、想定人数（３名）、当社の事業規模等を総合的に勘案し、相当であると判断しております。

なお、監査等委員である取締役に対しては、その職務の独立性に鑑み、業績連動型株式報酬制度の対象とはせず、金銭による固定報酬のみを支給するものといたします。

監査等委員である取締役の個人別の報酬額については、本議案にて承認された総額の範囲内において、会社法第361条第３項の規定に基づき、監査等委員である取締役の協議により決定するものといたします。

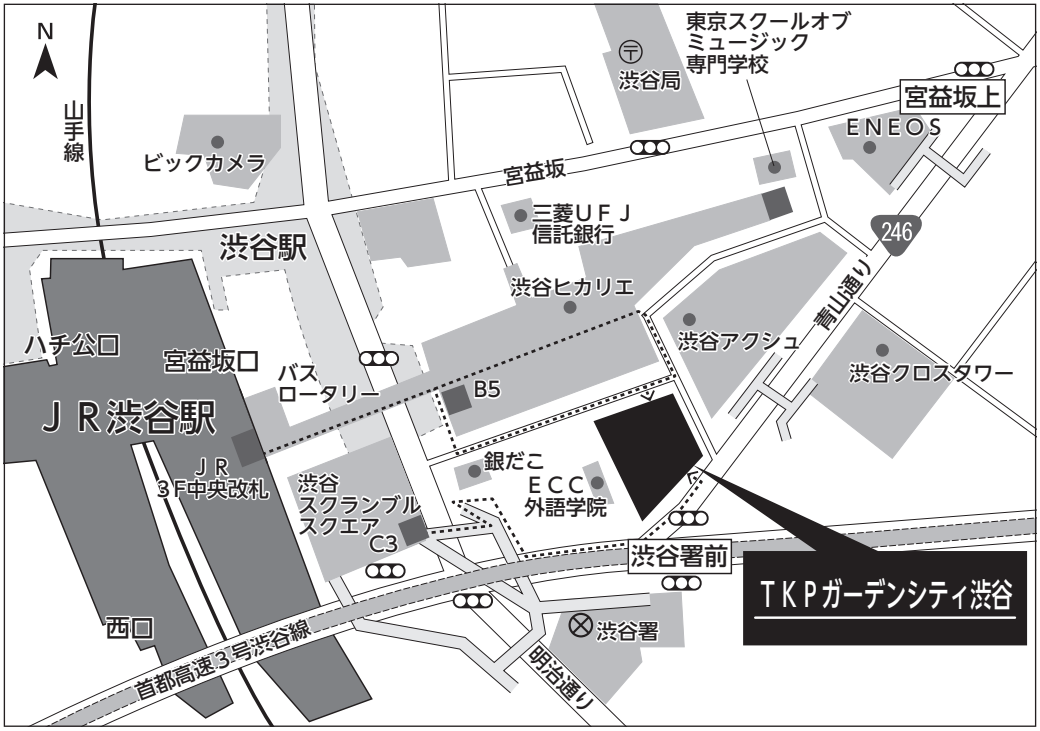
第２号議案「定款一部変更の件」および第４号議案「監査等委員である取締役３名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員会設置会社移行後の監査等委員である取締役は３名（うち社外取締役２名）となります。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

以　上

株主総会会場ご案内図

会場： 東京都渋谷区渋谷二丁目22番３号　渋谷東口ビル　１階
ＴＫＰガーデンシティ渋谷　ホールＢ
TEL 03－6418－1073



交通　ＪＲ渋谷駅　　宮益坂口より　　徒歩約６分
東京メトロ各線渋谷駅　Ｂ５番出口より　徒歩約５分
東急各線渋谷駅　　Ｂ５番出口より　徒歩約５分

駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。